

令和8年度 新潟県立阿賀野高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、生徒の尊厳を守りながら、「いじめの防止」に向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のために、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない・いじめを見逃さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

また、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条で定義されている「いじめ類似行為」に関しても、いじめと同様の対策と認知及びその後の対応を行います。

本基本方針には、「新潟県立阿賀野高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめの未然防止・早期発見のための「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを認知した場合、「いじめ対策委員会」が中心となり、学年、生徒指導部、スクールカウンセラー、必要に応じて関係機関と連携し、指導方針、支援内容、役割分担等を決定し、学校全体で早期の解決に向け組織的に対応します。
- ケースに応じて、児童相談所、警察等、地域の関係機関・相談機関と連携して対応します。特に法規に抵触する疑いのあるものについては、警察等と適切に連携・協力して対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて【発達支持】

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心と人権感覚を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」や「いじめを見過ごさない力」を育成し、生徒たちが自らの力でいじめに発展しかねない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させ、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 日々の生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等をとおした個人と集団への働きかけを大切にします。

3 いじめの未然防止に向けて【課題未然防止】

- いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止をねらいとして、「いじめ防止教室」、「S

NS教育プログラム」、「SOSの出し方に関する教育」、「薬物乱用防止教育」、「情報モラル教育」等を系統的に実施します。

- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりに努めます。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくいことを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。生徒の変化を認識した場合は、適切に情報を共有し、組織的に対応します。
- 学校生活に関するアンケートや教育相談を計画的に実施し、実態把握に取り組みます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めるとともに、生徒・保護者にいじめに関する相談窓口を周知にします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめはいじめている側に問題があるという認識のもと、いじめられている生徒やいじめを伝えた生徒を徹底的に守り通すとともに、いじめられている生徒や保護者、いじめを伝えた生徒の立場に立って対応します。
- いじめている生徒については、その行為に至った背景や心情を十分に聴き取ります。その行為が人権侵害であり、場合によっては犯罪行為につながることを理解させます。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たし、学校と保護者が連携していじめの解決に向け取り組みます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 対応した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導、援助、見守りを行いながら、良好な人間関係の構築に努めます。
- 学校は、認知したいじめを県教育委員会に報告するとともに、ケースに応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関や地域関係機関等と適切に連携して対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画的に実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上を図ります。

令和4年3月改訂

令和7年7月改訂

新潟県立阿賀野高等学校